

監査公告第2号

定期監査の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した消防本部に対する定期監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成30年5月28日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 川下 勉

消防本部定期監査結果報告

第1 監査期間

平成30年4月9日から平成30年5月8日まで

第2 監査の対象

消防本部－総務課、予防課、警防課、消防署、大聖寺分署、片山津分署、山代分署、
山中分署

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、
物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況に
ついて聴取した。（聴取内容の主な項目は別紙のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第4 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、所管施設の管理は概ね適正に処理
されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところであ
る。

第5 留意事項

地方自治法第199条第12項の規定のとおり、監査の結果に基づき、又は監査の
結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとし、監
査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないこととなっているので、そ
の旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

消防本部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 消防高機能指令システムの更新について
2. 火災出動における勤務交代時間の取り扱いについて
3. 職員数の充足状況について
4. 自動車運転免許制度改正に伴う消防団の対応状況について
5. ドクターへリについて
6. 消防団員の手当について
7. 平成 29 年度の工事請負費について